

(別記)

利用料金一覧表

令和5年9月1日 改定

通所リハビリテーション

介護老人保健施設そよかぜ倶楽部

1 通所リハビリテーション費（負担割合が2割負担の方は金額が2倍に、3割負担の方は3倍になります）					
区分	1日当たりの利用者負担額				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間未満	366円	395円	426円	455円	487円
2～3時間未満	380円	436円	494円	551円	608円
3～4時間未満	483円	561円	638円	738円	836円
4～5時間未満	549円	637円	725円	838円	950円
5～6時間未満	618円	733円	846円	980円	1,112円
6～7時間未満	710円	844円	974円	1,129円	1,281円
2 サービス費の加算（負担割合が2割負担の方は金額が2倍に、3割負担の方は3倍になります）					
区分	利用者負担額	備考			
入浴介助加算Ⅰ（1日につき）	40円	・入浴や入浴介助を実施した場合			
入浴介助加算Ⅱ（1日につき）	60円	・入浴介助加算Ⅰに加え、居宅の浴室環境の助言等を行った場合			
リハビリテーション提供体制加算 6～7時間（1日につき）	24円	・常時、所定の数以上の理学療法士等を配置している場合 （利用時間の区分によって負担額が違います）			
リハビリテーションマネジメント加算AⅠ（1月につき）	6か月以内）560円 6か月超 ）240円	・一定の条件のもとに、多職種が協働してリハビリテーションの質を管理した場合			
短期集中個別リハビリテーション実施加算（1日につき）	110円	・退所（院）日又は認定日から3月以内に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合			
栄養改善加算（1回につき）	200円	・計画に従い、栄養改善サービスを行った場合（3ヶ月以内、月2回まで）			
口腔機能向上加算Ⅰ（1回につき）	150円	・計画に従い、個別に口腔ケアを行った場合（3ヶ月以内、月2回まで）			
科学介護推進体制加算（1月につき）	40円	・利用者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合			
理学療法士等体制強化加算（1日につき）	30円	・1時間以上2時間未満のリハビリテーションを実施し、所定の数の理学療法士等を配置している場合			
サービス提供体制強化加算Ⅰ（1回につき）	22円	・介護福祉士の配置比率が所定の基準に達している場合			
中重度者ケア体制加算（1日につき）	20円	・要介護3以上の中重度の利用者が一定の比率に達している場合			
送迎なしの場合の減算（片道）	-47円	・送迎を実施していない場合は減算の対象とする。			
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定の金額×4.7%	・所定の金額＝基本料＋各種加算			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定の金額×2.0%	・所定の金額＝基本料＋各種加算			
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定の金額×1.0%	・所定の金額＝基本料＋各種加算			
3 その他の利用料					
区分	利用者負担額	備考			
食費	620円	・昼食（おやつ代含む）			
日用品費（1日につき）	50円	・おしぼり・石鹸・ペーパータオル・トイレトイレットペーパー等			
教養娯楽費（1日につき）	50円	・レクリエーション材料費			
おむつ代・パット代（1枚につき）	100円・30円	・持参されたもの以外に提供した場合			
タオル代（バスタオル＋フェイスタオル1セットにつき）	160円	・持参されたもの以外に提供した場合			

(別記)

利用料金一覧表

令和5年9月1日 改定

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設そよかぜ倶楽部

1 介護予防通所リハビリテーション費（負担割合が2割負担の方は金額が2倍に、3割負担の方は3倍になります）		
	1ヶ月当たりの利用者負担額	
	要支援1	要支援2
	2,053円	3,999円
利用開始から12ヵ月超の場合の減算	-20円	-40円
2 サービス費の加算（負担割合が2割負担の方は金額が2倍になります）		
区分	利用者負担額 (1ヶ月当たり)	備考
事業所評価加算	120円	・要支援状態の維持・改善に対する評価に対して
運動器機能向上加算	225円	・計画に基づき運動機能向上サービスを行った場合
栄養改善加算	200円	・計画に基づき栄養改善サービスを行った場合
口腔機能向上加算Ⅰ	150円	・計画に基づき口腔機能向上サービスを行った場合
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480円	・選択サービスのうち、2種類のサービスを実施した場合
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700円	・選択サービスのうち、3種類のサービスを実施した場合
科学的介護推進体制加算(1月につき)	40円	・利用者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1 88円 要支援2 176円	・介護福祉士の配置比率が所定の基準に達している場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定の金額×4.7%	・所定の金額＝基本料＋各種加算
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定の金額×2.0%	・所定の金額＝基本料＋各種加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定の金額×1.0%	・所定の金額＝基本料＋各種加算
3 その他の利用料		
区分	利用者負担額	備考
食費	620円	・昼食(おやつ代含む)
日用品費(1日につき)	50円	・おしぼり・石鹸・ペーパータオル・トイレトペーパー等
教養娯楽費(1日につき)	50円	・レクリエーション材料費
おむつ代・パット代(1枚につき)	100円・30円	・持参されたもの以外に提供した場合
タオル代(バスタオル＋フェイスタオル1セットにつき)	160円	・持参されたもの以外に提供した場合